

(福島県報第二千八百九十八号付録)

平成二十九年
四月 中

福島県報

目 録

定 例 第二千八百八十七号から
第二千八百九十四号まで
号 外 第二十九号

規 則

- 四 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱
範囲を定める規則の一部を改正する規則 一六 三五
- 五 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 二六 二四

日 号外 ページ

告 示

- 二九 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四 二〇五
- 三〇 計量器の定期検査を実施する件 四 二〇五
- 三一 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定に
より認可の申請があった件 四 二〇六
- 三二 県営土地改良事業計画を変更した件 四 二〇七
- 三三 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 七 二一〇
- 三四 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七 二一一
- 三五 同 七 二一二
- 三六 地籍調査の成果について認証した件 七 二一二
- 三七 同 七 二一二
- 三八 同 七 二一二

- 三〇九 同 七 二二
- 三〇 県営土地改良事業計画を定めた件 七 二二
- 三一 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 七 二二
- 三二 道路の区域を変更する件 七 二二
- 三三 同 七 二二
- 三四 同 七 二二
- 三五 同 七 二二
- 三六 道路の供用を開始する件 七 二二
- 三七 同 七 二二
- 三八 同 七 二二
- 三九 土地改良区の定款の変更を認可した件 二 二八
- 四〇 県営土地改良事業計画を定めた件 二 二八
- 四一 道路の区域を変更する件 二 二八
- 四二 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 二 二八
- 四三 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出が
あった件 四 二一〇
- 四四 県営土地改良事業計画を定めた件 四 二一〇
- 四五 同 四 二一〇
- 四六 同 四 二一〇

| | | | |
|----|-------------------------------------|----|----|
| 三七 | 県営土地改良事業計画を変更した件 | 四 | 三三 |
| 三六 | 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 | 六 | 三五 |
| 三九 | 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 | 六 | 三五 |
| 三〇 | 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 | 六 | 三六 |
| 三三 | 同 | 六 | 三六 |
| 三三 | 同 | 六 | 三七 |
| 三三 | 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 | 六 | 三七 |
| 三四 | 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 | 六 | 三七 |
| 三五 | 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 | 六 | 三六 |
| 三六 | 同 | 六 | 三六 |
| 三七 | 公金の収納の事務を委託した件 | 六 | 三六 |
| 三六 | 県営土地改良事業計画を定めた件 | 六 | 三六 |
| 三九 | 同 | 六 | 三六 |
| 四〇 | 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 | 二 | 三〇 |
| 四一 | 公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更の許可の申請があった件 | 二 | 三〇 |
| 四二 | 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件 | 二五 | 三五 |
| 四三 | 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 | 二五 | 三五 |
| 四四 | 計量器の定期検査を実施する件 | 二五 | 三五 |
| 四五 | 平成二十九年度大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 | 二五 | 三六 |
| 四六 | 道路の区域を変更する件 | 二五 | 三六 |
| 四七 | 同 | 二五 | 三七 |
| 四八 | 道路の供用を開始する件 | 二五 | 三七 |
| 四九 | 同 | 二五 | 三七 |

| | | | |
|----|---|---|----|
| 五〇 | 同 | 二 | 三六 |
| 五五 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 | 六 | 二四 |
| 五二 | 土地改良区の定款の変更を認可した件 | 六 | 二四 |
| 五三 | 公金の収納の事務を委託した件 | 六 | 二四 |
| 五四 | 保安林の指定を解除する件 | 六 | 二四 |
| 五五 | 保安林の指定要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 六 | 二四 |
| 五六 | 道路の区域を変更する件 | 六 | 二四 |
| 五七 | 同 | 六 | 二四 |
| 五八 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 | 六 | 二四 |
| 五九 | 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 | 六 | 二四 |
| 六〇 | 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 | 六 | 二四 |

| | | | |
|---|--|---|-----|
| 六 | 県営土地改良事業の工事が完了した件 | 四 | 二〇七 |
| 七 | 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 | 四 | 二〇七 |
| 八 | 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 | 四 | 二〇八 |
| 八 | 同 | 四 | 二〇八 |
| 九 | 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 | 四 | 二〇八 |
| 三 | 県営土地改良事業の工事が完了した件 | 七 | 二二五 |
| 四 | 同 | 七 | 二二五 |
| 五 | 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 | 二 | 二二九 |
| 六 | 同 | 二 | 二二九 |

公 告

| | | | |
|----|--|---|-----|
| 七 | 宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので宅地建物取引業法の規定により公告する件 | 四 | 三三 |
| 八 | 落札者を決定した件 | 四 | 三三 |
| 九 | 随意契約の相手方を決定した件 | 六 | 三九 |
| 一〇 | 県営土地改良事業の工事が完了した件 | 二 | 三〇 |
| 一一 | 落札者を決定した件 | 二 | 三三 |
| 一二 | 肥料の検査の結果の概要を公表する件 | 六 | 二四七 |
| 一三 | 土砂災害警戒区域等における特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了した件 | 六 | 二四七 |

福島県教育委員会

| | | | |
|----|----------------------|---|----|
| 告示 | | | |
| 四 | 福島県指定重要文化財として指定する件 | 七 | 二五 |
| 五 | 福島県指定天然記念物の指定を解除する件 | 七 | 二五 |
| 六 | 福島県指定天然記念物として追加指定する件 | 七 | 二六 |

福島県教育委員会教育長

| | | | |
|----|------------|---|----|
| 公告 | | | |
| 五 | 一般競争入札を行う件 | 二 | 三三 |
| 六 | 落札者を決定した件 | 五 | 三六 |

福島県公安委員会

| | | | |
|----|------------------------|---|----|
| 告示 | | | |
| 二〇 | 道路交通法による指定講習機関として指定した件 | 七 | 三六 |
| 三 | 同 | 四 | 三三 |

| | | | |
|----|---|---|----|
| 二四 | 同 | 五 | 三九 |
|----|---|---|----|

福島県選挙管理委員会

告示

| | | | |
|----|--|---|----|
| 一九 | 福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った件 | 四 | 三四 |
| 二〇 | 福島県選挙管理委員会の委員長の職務代理者を指定した件 | 四 | 三四 |
| 二一 | 不在者投票のできる施設として指定した件 | 四 | 三四 |
| 二二 | 政治団体設立の届出があった件 | 六 | 一 |
| 二三 | 政治団体の届出事項の異動の届出があった件 | 六 | 二 |
| 二四 | 政治団体の解散の届出があった件 | 六 | 四 |
| 二五 | 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となった件 | 六 | 五 |
| 二六 | 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件 | 六 | 七 |
| 二七 | 資金管理団体でなくなった旨の届出があった件 | 六 | 七 |
| 二八 | 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件 | 六 | 八 |
| 二九 | 同 | 六 | 九 |
| 三〇 | 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件 | 六 | 二五 |
| 三一 | 同 | 六 | 二五 |
| 三二 | 同 | 六 | 二五 |

正 誤

| | | |
|----------------------------|---|-----|
| 平成二十九年三月二十四日付け定例第二千八百八十四号中 | 四 | 二〇九 |
| 平成二十九年三月三十一日付け号外第二十五号中 | 七 | 二七 |
| 平成二十九年一月六日付け定例第二千八百六十二号中 | 四 | 三四 |
| 平成二十九年三月三十一日付け号外第二十八号中 | 五 | 二四〇 |